

みなさまの経営の  
お役に立つ情報を  
発信します！



## 《今月のトピック》

5月になると個人の道府県民税 市町村民税の特別徴収税額のお知らせが届きます。  
従業員から徴収する住民税の額が変わる可能性がありますので 確認の上 6月給与からの天引き額変更をお願いします。

## 《「税制改正」の行方はどうなるのか？》

事務所通信1月号で税制改正について少しふれました。今年は 法人税 消費税 所得税そして 相続税の大幅な改正が予定されていますか 承知の通り現在のところ税制関連法案の予算が国会を通過していない状況です。年内成立の見込みはたんだん少なくなってきました。(来年までためて改正か??)

改正が施行されれば 相続税 所得税の負担はますます増加することが見込まれます。今回の改正で 相続税申告割合が全納税者数の4%→6%へ増加するといわれています。以前なら 高級住宅地の相続でなければ 相続税の心配はないといわれてましたが 今後は5000万円程度でも納税が発生する可能性があります。

“資産家”でなくても これからは相続税がかかってくると思ったほうがよさそうです。(現状の把握と対策を！) (竹内)

## 《「年金ネット」ってご存知 ですか？》

数年前から 誕生日月に年金定期便が送られてきて 今までの国民年金及び厚生年金保険の納付状況が確認できるようになりました。そのネット版として今年の2月28日から「年金ネット」がスタートしました。

この年金ネットのメリットは いつでも最新の年金記録が確認できること もれや誤りなどの発見がしやすくなったことです。そもそもが社会保険庁のずさんな運営で「消えた年金」を発見するために「年金特別便」「年金定期便」の制度を設けたこともあり いつでも最新の内容を確認できる環境ができたのは大変いいことです。また将来受け取れるであろう年金額が試算できるようになっている点も評価できるところでしょう。(50歳未満の方の定期便では 今までの加入実績に応じた年金額が計算されていました。)

手続きのためには インターネット環境と基礎年金番号等が必要で ユーザーIDを指定のメールアドレスに受取るまでに5日程度かかるようです。今まで送られてきた年金定期便の見方が分からない方も気軽に担当者にご相談下さい。(衣川)



先日FAXでご案内いたしましたか 平成23年度税制改正セミナーを6月3日(金) 16:00~17:30(90分の研修とその後30分の個別相談会)実施します。

場所は梅田スカイビルタワーウエスト 22Fです。講師は所長の竹内と税務部 部長の山崎が担当いたします。クライアント様の多数のご参加をお待ちしております。